事 務 連 絡 令和3年12月28日

- 一般社団法人日本旅行業協会 会長
- 一般社団法人全国旅行業協会 会長
- 一般社団法人全日本ホテル連盟 会長
- 一般社団法人日本旅館協会 会長
- 一般社団法人日本ホテル協会 会長
- 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 会長 殿

観光庁長官

旅行業者及び宿泊事業者によるコンプライアンス遵守の徹底について

我が国の観光業については、昨年来のコロナ禍により、大変厳しい経営環境の中、国においては、雇用調整助成金、月次支援金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、GoToトラベル事業等の事業継続、雇用維持、需要喚起等のための各種支援策を講じてきているところです。

そのような中、今般、第一種旅行業者や宿泊事業者を含む関連事業者における雇用 調整助成金や GoTo トラベル事業における給付金等の不適切な受給にかかる事案が生 じております。業界を代表する立場の企業や、大手企業の関連事業者がこうした事案 に関与することは、業界全体の信用低下につながります。

GoTo トラベル事業における給付金等の不正受給に関しては、ホテル運営会社と旅行会社が宿泊の実体がないにも関わらず、多額の給付金とクーポンの支払いを受けるという事案となっております。この給付金の原資は税金であり、不正受給はあってはならないことであります。

旅行業者と宿泊事業者においては、旅行業法及び旅館業法の遵守はもとより、<u>事業者として内部統制の強化とコンプライアンスの向上に努める</u>とともに、連結子会社等を含めて、今一度、管理・監督の徹底を図ることが必要です。

貴団体におかれましては、このような事案の再発防止に向け、コンプライアンスの 遵守と企業倫理確立等にかかる具体的な取組みについてご検討のうえ、その実施を図 られますようお願いいたします。再発防止のための<u>取組方策とその実施スケジュール</u> につきましては、令和4年1月25日までにご報告いただきますようお願いいたしま す。

また、上記の報道にかかる GoTo トラベル給付金の不適切受給事案に関しては、<u>関</u>係する貴団体会員に対して、業界団体として自主的な調査を実施していただき、その結果を随時報告していただきますようお願いします。